

## 滋賀県の契約に関する取組方針（案）について

### 1. 県民政策コメントの実施結果

令和3年(2021年)12月16日(木)から令和4年(2022年)1月16日(日)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県の契約に関する取組方針（案）」についての意見・情報の募集を行った結果、3名(団体2者含む)の方から、計7件の意見・情報が寄せられました。これらの意見等に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

### 2. 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
はじめに	0件
1 県の契約の締結に当たっての取組に関する事項	—
<u>基本理念1</u> 契約の過程の透明性、競争の公平性の確保および不正行為の排除の徹底	0件
2 県の契約の適正な履行の確保を図るための取組に関する事項	—
<u>基本理念2</u> 契約の履行により提供されるサービス等の質の確保	2件
3 その他基本理念にのっとり県の契約の推進を図るために必要な取組に関する事項	—
<u>基本理念3</u> 地域経済の活性化への配慮	3件
<u>基本理念4</u> 一定の行政目的の実現を図るための契約の活用	1件
条例を推進するための仕組み	0件
その他	1件
合 計	7件

### 3. 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

番号	項目 番号	意見・情報等（概要）	意見・情報等に対する県の考え方
2 県の契約の適正な履行の確保を図るための取組に関する事項			
基本理念2 契約の履行により提供されるサービス等の質の確保			
1	—	<p>（4 適正な履行の確保 【物品購入】） 「予期することのできない特別の事情により、契約金額や納入期限が著しく不適當となったときは、契約金額や納入期限の変更を請求できる仕組みについて検討する。」の追加</p>	<p>物品購入についても、予期することのできない特別の事情により、契約内容が著しく不適當となったときの契約変更は必要であると考えますので、御意見を踏まえ、次のとおり項目を追加します。</p> <p>&lt;追加&gt;  <b>■ 予期することのできない特別の事情により、契約金額や納入期限が著しく不適當となり、必要と認めたときは、協議の上、契約金額や契約期限の変更を行う。</b></p>
2	—	<p>（5 価格以外の多様な要素の考慮） 総合評価は必要だと思うが、評価基準（配点・採点）が恣意的にならないように採点者と採点内容の事後公開を行うなどの透明性確保を願いたい。</p>	<p>総合評価については、中立かつ公正な審査、評価等を行うため、各部局等に設置する審査委員会において、複数の審査員により審査・評価等を行い、採点内容については、公表要綱等に基づき、技術評価点、評価値等を公表しています。</p> <p>御意見の趣旨を踏まえ、今後も透明性の確保に努めてまいります。</p>

3 その他基本理念にのっとり県の契約の推進を図るために必要な取組に関する事項			
基本理念3 地域経済の活性化への配慮			
3	131	<p>(1 県内事業者の受注機会の増大【物品購入】)</p> <p>「中小企業組合の活用、とりわけ官公需適格組合の活用に努める」の追加</p>	<p>本県では、滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の施行に伴い、国の証明を受けた官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の活用を努めているところであり、御意見を踏まえ、次のとおり項目を追加します。</p> <p>&lt;追加&gt;</p> <p><b>■ 官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大に努める。</b></p>
4	142 ・ 143 ・ 146	<p>(4 地域を支える事業者の育成と専門的技術の承継【工事請負契約】【業務委託契約】)</p> <p>現在、総合評価方式を採用した建設工事の一部において、技術者の継続教育や建設キャリアアップシステム利用について点数にて評価をいただいておりますが、評価点数の更なる追加をお願いしたい。</p>	<p>入札制度に関する事項については、国や他府県自治体の動向や本県の実状等を踏まえながら、随時検討を続け必要な措置を講じているところであり、総合評価方式における評価項目や評価点数についても適宜検討の上、必要な対応をしております。</p> <p>いただいた御意見は上記の検討を進めるにあたっての参考とさせていただきます。</p>
5	149	<p>(4 地域を支える事業者の育成と専門的技術の承継【物品購入】)</p> <p>地域経済と雇用を支える中小企業等で組織する中小企業組合に関しても事業者育成、専門的技術の承継の観点から優先調達を推進する。</p>	<p>本県では、滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の施行に伴い、国の証明を受けた官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の活用を努めているところであり、地域を支える事業者の育成と専門的技術の承継の観点からも重要な取組ですので、御意見を踏まえ、次のとおり項目を追加します。</p> <p>&lt;追加&gt;</p> <p><b>■ 官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大に努める。</b> <u>(再掲)</u></p>

基本理念4		一定の行政目的の実現を図るための契約の活用	
6	—	<p>[意見の概要]</p> <p>今後、取組方針のもと、運用が進められることと解しますが、一定の行政目的の実現においては、担当課と横断部局連携が重要であり、取組状況などの情報発信を強化するべきと考えることについて</p> <p>[意見]</p> <p>取組方針だけでは、条例がめざすところへの到達は無理であり、より具体的な運用環境の整備がなされるものと考えます。特に、一定の行政目的の実現のため、部局横断による推進体制の整備はもちろんです、その整備体制での議論の充実が求められ、その議論を踏まえて、今後、様々な取り組みの改良が加えられるものと考えています。担当課からの情報発信に留まらず、横断部局からの情報発信の充実を図ることも必要と考えます。</p>	<p>一定の行政目的の実現においては、部局横断による連携が重要であるため、取組方針案P15「条例を推進するための仕組み」の4に掲げる庁内推進体制において、取組の実施状況についての検証や、取組の見直し等を行い、部局間での情報共有をしっかりと図るとともに情報発信にも努めてまいります。</p>
その他			
7	—	<p>検査検収条件の標準事例をホームページ等で事前に明示しておいて欲しい。</p> <p>物品、工事、サービスなど検査検収条件は様々だと思うが、事例を出して欲しい。</p> <p>検査検収条件によっては検査検収後支払いまでの期間の予測など事業者の見込みが見れることや、手直しなどが少なくなると思う。</p> <p>入札前に検査検収内容の事例が分かっているならば入札時の仕様確認に検査検収条件の違いをチェックするだけで入札でき、着手までの時間短縮になる。</p>	<p>建設工事については「滋賀県建設工事検査基準」、建設工事等業務委託については「委託業務 監督・検査 要領」を定め、滋賀県ホームページで公表しています。</p> <p>建設工事等業務委託以外の業務委託は、業務内容が幅広く、検査項目も個別具体的に様々な内容になるため、検査検収の事例をお示しすることは困難ではありますが、検査・検収における疑義が生じないように、適切な仕様書の作成に努めてまいります。</p>

※ 意見等の該当項目等は、県民政策コメントで公表した「滋賀県の契約に関する取組方針(案)」に沿っています。